

新型コロナウイルス感染症の感染症対策について

流通経済大学附属柏高等学校
校長 林 静 男

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、国内において、新型コロナウイルスの感染拡大の事例が相次いで報告されています。本校におきましても、下記の通り感染症対策を講じて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 基本的な感染症対策の徹底

- (1) 手洗い・うがいの励行（保健指導）
- (2) SHRでの健康観察
- (3) 教室等のこまめな換気、温度や湿度の管理

※ご家庭におかれましても十分な睡眠とバランスの良い食事を心がけ、免疫力を高め
ておくこと。こまめに、手洗い・うがいをすること。不要不急な外出は避けること
など、感染症予防対策にご協力をお願いいたします（マスクやアルコール消毒液が
不足していますが、予防の第一は手洗い・うがいです）。

2 発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応（2月28日から適用します）

お子様に発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養してくだ
さい。自宅にて休養した場合、以下の条件のもとで出席停止扱い（欠席にはなりません）
とします。

- (1) 37.5度以上の発熱がある。
- (2) 保護者から電話による欠席連絡で、後日「発熱による欠席連絡届（保護者記入
文書）ホームページからダウンロード可」を提出する。
- (3) 外出せず自宅で休養する。
- (4) 発熱が続く場合、毎日、体温を測定して記録し、学校に連絡する。

※1 解熱し、体調がよくなったら登校してかまいません。

ただし、「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合」「強いだ
るさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合」は、最寄りの保健所など
に設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。

※2 38度以上の高熱や関節痛、のどの痛みなどインフルエンザや溶連菌感染症な
どの学校感染症が疑われる場合は、かかりつけ医等にご相談のうえ、学校感染症
の場合は医師の判断のもと出席停止の基準に則って、療養してください。